

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、伊万里市長から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和2年3月6日

佐賀県知事 山口 祥 義

- 1 作業種類 公共測量(空中写真撮影)
- 2 終了年月日 令和2年1月31日
- 3 作業地域 多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、西松浦郡有田町、杵島郡大町町、江北町及び白石町並びに藤津郡太良町